令和4年度

行政監査結果報告書

「歳入歳出外現金について」

令和5年2月

いわき市監査委員

い わ き 市 議 会 議 長 大 峯 英 之 様 い わ き 市 長 内 田 広 之 様 いわき市農業委員会会長 草 野 庄 一 様 いわき市教育委員会教育長 服 部 樹 理 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭

同 大和田 了 寿

同 安田成一

同 福嶋 あずさ

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第	1	監査の)概要		
	1	監査の)種類		1
	2	監査の	テーマ		1
	3	監査の)目的		1
	4	監査の)対象		2
	5	監査実	逐施期間		2
	6	監査の	方法		
	(1) 監査	で 着眼点		2
	(2	2) 監査	手続		2
	7	令和 3	年度歳入歳出外現金	きの受払執行状況	3
	8	令和3	年度歳入歳出外現金	との所管課等	3
第	2	監査の			
	1	調査票			8
	2	個別調	査		13
	(1	.) 会計	一室に対する調査 …		15
	(2	的 所管	言課等に対する調査		18
		No. 1	税システム分保管金	市民税・県民税徴収金	19
		No. 2	保証金 その他保証	金	20
		No. 3	住民税整理保管金	競売配当金	21
		No. 4	住民税整理保管金	債権差押	22
		No. 5	所得税整理保管金	報酬等源泉所得税 (競輪場分)	23
		No. 6	給与等整理保管金	特別徴収住民税(障がい福祉分)	24
		No. 7	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金(職員課分)	25
		No. 8	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金(納付書用・職員課)	
					27
		No. 9	給与等整理保管金	共済償還金	28
		No.10	給与等整理保管金	共済償還金(納付書用)	29
		No.11	給与等整理保管金	財形貯蓄	30
		No.12	給与等整理保管金	その他共済組合費	32
		No.13	給与等整理保管金	その他共済組合費(納付書用)	33
		No.14	給与等整理保管金	社会保険料	34
		No.15	給与等整理保管金	社会保険料(教育委員会分)	36

	No.16	給与等整理保管	全	社会保険制	斗(納付書	用・教	育委員会	≥)	37
	No.17	給与等整理保管	金	雇用保険料	學				38
	No.18	給与等整理保管	金	雇用保険料	斗(納付書	用)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		40
	No.19	その他保管金	心身	障害者扶着	養共済金		•••••		41
	No.20	その他保管金	地方	7公務員災害	害補償基金		•••••		43
	No.21	その他保管金	地方	7公務員災害	害補償基金	:(納付	書用)	•••••	45
	No.22	公営住宅敷金	市営	住宅敷金	(住宅営繕	課)	•••••		46
第3	むすて	X,							
1	是正改	文善を要する事項	į			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	47
2	意見又	ては要望とする事	項						49
3	総括								52

[凡例]

※ 比率 (%) で表示したものは、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、構成比については、合計と内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「歳入歳出外現金について」

3 監査の目的

するおそれがある。

歳入歳出外現金(以下「歳計外現金」という。)は、普通地方公共団体の所有に属しない現金であり、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができず(地方自治法第235条の4第2項)、取り扱えるものとしては、具体的には、公営住宅敷金、入札や契約に係る保証金、給与控除金(所得税等)に係る保管金などが挙げられる(いわき市財務規則第217条)。

歳計外現金の出納及び保管については、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならない(地方自治法施行令第168条の7第3項)とされているが、予算に計上されないため、調定処理等の手続きがなく、更には、歳計現金とは異なり、議会の予算・決算審議の対象とならないため、所管課等以外のチェック機能が十分に働く機会が少ない。このため、未納金の管理が適正に行われず、残高を超えた金額を払い出すリスクや、公営住宅敷金など長期間の保管が求められるものについて、相手方への返金を遅延するなど、出納に係る事務処理誤りや残高内訳の不明な滞留現金が発生

また、本市においても、昭和38年に旧勿来市において発生した公金横領事件により生じた市の損害を歳計外現金の不足として取り扱っていた事例があるが、本件については、令和3年度2月補正予算において、歳計外現金の不足分に対する補てん金を計上し、一般会計から補てんがなされている。

監査において、例月現金出納検査では毎月、歳計外現金を含む現金預金の出納 状況を検査しているものの、予算・決算には計上されない歳計外現金の個別具体 的な内容や管理状況等については、これまでも監査を行っておらず、その実態が 調査・検証されていない状況となっている。

このことから、歳計外現金の保管及び出納等の状況を個別に調査し、適正な事 務執行に資することを目的に監査するものである。

4 監査の対象

令和3年度中に歳計外現金の受払い又は残高が生じている所管課等(詳細は8のとおり)

5 監査実施期間

令和4年9月7日から令和5年2月10日まで

6 監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 歳計外現金を取り扱うことに法令の根拠は有しているか。
- ② 根拠に基づき正確に金額が算定され、適切に収支の事務が行われているか。
- ③ 受入れの内容、相手方及び時期等が適正に把握、管理されているか。
- ④ 払出しの内容、相手方及び時期等が適正に把握、管理されているか。
- ⑤ 残高の内訳に不明なものはないか。
- ⑥ 長期間滞留している金額がないか。

(2) 監査手続

- ① 上記着眼点に基づき、共通の質問について調査票を作成し、監査対象とした歳計外科目91件を所管する48課等に対して回答を求めた。
- ② 調査票の回答に基づき、現金の出納及び保管を所掌する会計室及び個別調査の対象とした歳計外科目22件を所管する6課等に対し、関係書類の提出を求め、詳細な調査を行うとともに、必要に応じ関係職員への聴取を実施した。

7 令和3年度歳入歳出外現金の受払執行状況

(単位:円)

款	年度当初残高	受入額	払出額	年度末残高
税システム分保管金	2,153,826,437	26,515,557,435	26,485,667,262	2,183,716,610
保証金	149,502,551	163,109,246	184,850,416	127,761,381
住民税整理保管金	19,654,813	255,820,568	253,455,435	22,019,946
所得税整理保管金	62,029,074	830,764,983	834,254,924	58,539,133
給与等整理保管金	△36,957,371	10,041,422,659	10,019,197,410	△14,732,122
代位受領金	29,544	669,078	698,622	0
その他保管金	△27,137,687	143,534,394	111,589,632	4,807,075
担保金	30,000,000	0	0	30,000,000
公営住宅敷金	264,085,585	13,527,300	18,908,700	258,704,185
合 計	2,615,032,946	37,964,405,663	37,908,622,401	2,670,816,208

8 令和3年度歳入歳出外現金の所管課等

※ 所管課等については、令和4年度の組織名称で表記している。以下同じ。

款	項	所管課等
税システム分保管金	市民税・県民税徴収金	財政部税務課
税システム分保管金	市民税・県民税徴収金(納付書用)	財政部税務課
保証金	入札保証金	財政部施設マネジメント課
保証金	入札保証金	清掃管理事務所
保証金	入札保証金	教育委員会事務局 学校教育推進室学校支援課
保証金	契約保証金	総務部総務課
保証金	契約保証金	総務部情報政策課
保証金	契約保証金	財政部施設マネジメント課
保証金	契約保証金	市民協働部地域振興課
保証金	契約保証金	市民協働部市民生活課
保証金	契約保証金	環境監視センター
保証金	契約保証金	生活環境部ごみ減量推進課

款	項	所管課等
保証金	契約保証金	清掃管理事務所
保証金	契約保証金	保健福祉部介護保険課
保証金	契約保証金	保健福祉部障がい福祉課
保証金	契約保証金	保健所総務課
保証金	契約保証金	こどもみらい部こどもみらい課
保証金	契約保証金	農林水産部生産振興課
保証金	契約保証金	農林水産部農地課
保証金	契約保証金	農林水産部林務課
保証金	契約保証金	卸売市場
保証金	契約保証金	観光文化スポーツ部観光振興課
保証金	契約保証金	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課
保証金	契約保証金	土木部土木課
保証金	契約保証金	土木部道路管理課
保証金	契約保証金	土木部河川課
保証金	契約保証金	土木部住宅営繕課
保証金	契約保証金	都市建設部都市整備課
保証金	契約保証金	勿来区画整理事務所
保証金	契約保証金	都市建設部公園緑地課
保証金	契約保証金	小名浜支所経済土木課
保証金	契約保証金	勿来支所経済土木課
保証金	契約保証金	常磐支所経済土木課
保証金	契約保証金	四倉支所経済土木課

款	項	所管課等
保証金	契約保証金	教育委員会事務局施設整備課
保証金	契約保証金	教育委員会事務局生涯学習課
保証金	契約保証金	教育委員会事務局 学校教育推進室学校支援課
保証金	契約保証金	消防本部総務課
保証金	市場利用契約保証金	卸売市場
保証金	その他保証金	土木部住宅営繕課
住民税整理保管金	差押物件公売代金	財政部税務課
住民税整理保管金	競売配当金	財政部税務課
住民税整理保管金	債権差押	財政部税務課
所得税整理保管金	給与所得等源泉所得税	会計室
所得税整理保管金	給与所得等源泉所得税(納付書用)	会計室
所得税整理保管金	報酬等源泉所得税	会計室
所得税整理保管金	報酬等源泉所得税(納付書用)	会計室
所得税整理保管金	報酬等源泉所得税 (競輪場分)	産業振興部公営競技事務所
所得税整理保管金	報酬等源泉所得税 (納付書用·競輪場)	産業振興部公営競技事務所
給与等整理保管金	特別徴収住民税	総務部職員課
給与等整理保管金	特別徴収住民税(障がい福祉分)	保健福祉部障がい福祉課
給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金(職員課分)	総務部職員課
給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金(納付書用・ 職員課)	総務部職員課
給与等整理保管金	共済償還金	総務部職員課
給与等整理保管金	共済償還金 (納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	財形貯蓄	総務部職員課

款	項	所管課等
給与等整理保管金	財形貯蓄(納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	その他共済組合費	総務部職員課
給与等整理保管金	その他共済組合費(納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	社会保険料	総務部職員課
給与等整理保管金	社会保険料(納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	社会保険料(教育委員会分)	教育委員会事務局教育政策課
給与等整理保管金	社会保険料(納付書用・教育委員 会)	教育委員会事務局教育政策課
給与等整理保管金	雇用保険料	総務部職員課
給与等整理保管金	雇用保険料(納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	職員給与差押(納付書用)	総務部職員課
給与等整理保管金	雇用保険料(教育委員会分)	教育委員会事務局教育政策課
給与等整理保管金	特別徴収住民税(議会)	議会事務局総務議事課
給与等整理保管金	特別徴収住民税(農委)	農業委員会事務局
給与等整理保管金	特別徵収住民税(教育政策課)	教育委員会事務局教育政策課
給与等整理保管金	特別徴収住民税 (総合教育セ)	総合教育センター
給与等整理保管金	特別徴収住民税 (消費生活セ)	消費生活センター
給与等整理保管金	特別徴収住民税(地域包括ケア推 進課)	保健福祉部地域包括ケア推進課
給与等整理保管金	特別徴収住民税(地域振興課)	市民協働部地域振興課
代位受領金	重度心身障害者医療助成対象者に 係る高額療養費	保健福祉部保健福祉課
代位受領金	重心医療費助成対象者に係る高額 介護合算療養費	保健福祉部保健福祉課
代位受領金	重心医療費助成対象者に係る外来 年間合算療養費	保健福祉部保健福祉課
その他保管金	心身障害者扶養共済金	保健福祉部障がい福祉課

款	項	所管課等
その他保管金	地方公務員災害補償基金	総務部職員課
その他保管金	地方公務員災害補償基金(納付書 用)	総務部職員課
その他保管金	消防団員退職報償金(納付書用)	消防本部総務課
その他保管金	電子証明書等発行手数料(納付書用)	市民協働部市民課
その他保管金	スポーツ振興センター災害共済 (こども支援・納付書用)	こどもみらい部こども支援課
その他保管金	スポーツ振興センター災害共済 (学校教育・納付書用)	教育委員会事務局 学校教育推進室学校教育課
その他保管金	その他保管金	会計室
その他保管金	その他弁償金	総務部総務課
その他保管金	その他保管金	財政部債権管理課
その他保管金	個人番号カード関係手数料(納付 書用)	市民協働部市民課
担保金	指定金融機関担保金	会計室
公営住宅敷金	市営住宅敷金(住宅営繕課)	土木部住宅営繕課
公営住宅敷金	教職員・校長住宅敷金	教育委員会事務局 学校教育推進室学校支援課

第2 監査の結果

1 調査票による調査

対象とした歳計外科目91件について、調査票による調査結果は次のとおりである。

(1) 根拠法令

歳計外現金を取り扱うことができる根拠法令の 有無については次のとおりであり、全ての歳計外科 目が根拠法令に基づき保管されている。

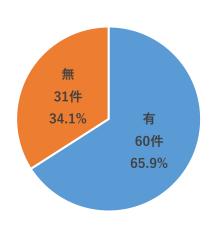
区分	有	無	合計
件数	91件	0 件	91件
構成比	100.0%	0.0%	100%



(2) 令和3年度末残高の状況

令和3年度末時点における歳計外現金の残高の 状況は次のとおりであり、残高が確認された60件 (65.9%)のうち、最も大きいものは20億円以上で あった一方、5件でマイナスとなっていることが確 認された。

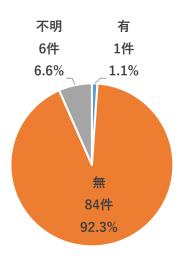
	区分	有	無	合計
	件数	60件	31件	91件
ŧ	構成比	65.9%	34.1%	100%



(3) 未収金の状況

定められた期日までに納入されていない未収金の有無については、次のとおりであり、未収が生じているものが 1 件 (1.1%)、収入状況が把握されていないものが 6 件 (6.6%) 認められた。

区分	有	無	不明	合計
件数	1 件	84件	6 件	91件
構成比	1.1%	92.3%	6.6%	100%

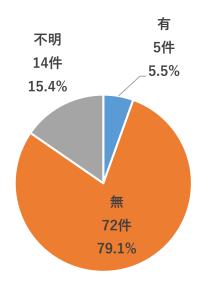


(4) 未払金の状況

定められた期日までに払い出されていない未払金の有無については、次のとおりであり、未払金が生じているものが5件(5.5%)、払出状況が把握されていないものが14件(15.4%)認められた。

なお、未払金が生じている5件のうち2件については、原因が特定されており、そのうち1件については令和4年度中に対応を講じることとしている。

区分	有	無	不明	合計
件数	5件	72件	14件	91件
構成比	5.5%	79.1%	15.4%	100%

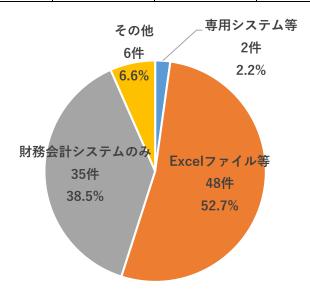


(5) 歳計外現金の管理状況

出納及び保管状況について、多くの歳計外科目(48件、52.7%)においてExcelファイル等で管理している一方、財務会計システムのみで管理している歳計外科目も一定数(35件、38.5%)見受けられた。

財務会計システムのみで管理している主な理由として、取扱件数が少なく、 年度内に受払いが完了することが挙げられた。

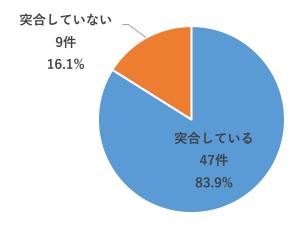
区分	Excel ファイル等	財務会計 システム のみ	その他	専用システム等	合計
件数	48件	35件	6件	2件	91件
構成比	52.7%	38.5%	6.6%	2.2%	100%



(6) 残高の突合状況

(5)でExcelファイルや専用システム等により管理していると回答した56件のうち、大部分の科目(47件、83.9%)で残高の突合が行われていた。

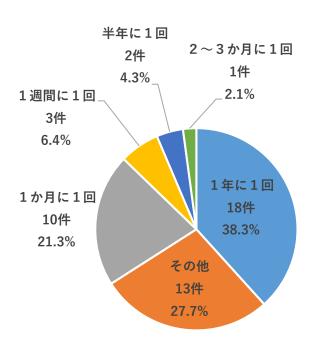
区分	突合している	突合していない	合計
件数	47件	9件	56件
構成比	83.9%	16.1%	100%



(7) 残高の突合頻度

(6)で「突合している」と回答した47件における突合の頻度については、「1年に1回」が最も多く(18件、38.3%)、次いで「その他」(13件、27.7%)として、主に「受払いの都度」との回答が多かった。

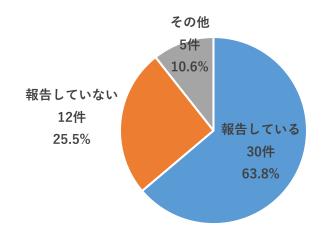
区分	件数	構成比
1年に1回	18件	38.3%
その他	13件	27.7%
1か月に1回	10件	21.3%
1週間に1回	3件	6.4%
半年に1回	2件	4.3%
2~3か月に1回	1件	2.1%
合 計	47件	100%



(8) 残高の突合結果の報告状況

(6)で「突合している」と回答した47件における突合結果の所属長への報告について、30件(63.8%)で報告が行われていた。

区分	報告している	報告していない	その他	合計
件数	30件	12件	5件	47件
構成比	63.8%	25.5%	10.6%	100%



(9) 残高の一致状況

令和3年度末時点で残高が生じている60件の残高と内訳の一致状況については、23件(38.3%)もの科目において不一致となっている。

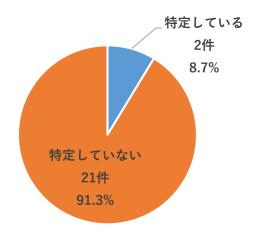
区分	一致している	一致していない	合計
件数	37件	23件	60件
構成比	61.7%	38.3%	100%



(10) 残高不一致の原因の特定状況

残高と内訳が一致していない23件における原因の特定状況については、特定されているものが2件(8.7%)のみであり、21件(91.3%)が特定されていない結果となった。

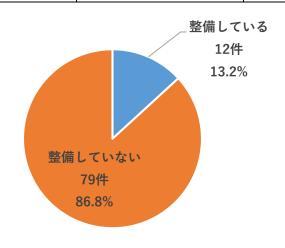
区分	特定している	特定していない	合計
件数	2 件	21件	23件
構成比	8.7%	91.3%	100%



(11) マニュアルの整備状況

歳計外現金の取扱いに関するマニュアルの整備状況については次のとおりであり、多くの科目(79件、86.8%)で整備されておらず、主な理由として、取扱件数が少なく、財務会計システムで処理することが可能であることが挙げられた。

区分	整備している	整備していない	合計
件数	12件	79件	91件
構成比	13.2%	86.8%	100%



2 個別調査

調査票調査の結果を踏まえ、現金の出納及び保管を所掌する会計室(いわき市行政組織規則第22条)及び令和3年度末に歳計外現金の残高が生じており、次のいずれかの要件に該当する歳計外科目を対象として、より詳細な内容を確認するため、個別調査を行った。

- ① 残高と残高内訳が一致しておらず、原因が特定されていないもの
- ② 受入れに係る未納が生じているもの(未納の有無が不明であるものを含む。)
- ③ 払出しに係る未払が生じているもの(未払の有無が不明であるものを含む。 ただし、未払の理由が特定されているものは除く。)

対象とした歳計外科目(22件)及び所管課等(6課等)は次のとおりである。

No.	款	項	所管課等	該当
1	税システム分保管金	市民税・県民税徴収金	財政部税務課	1
2	保証金	その他保証金	土木部住宅営繕課	13
3	住民税整理保管金	競売配当金	財政部税務課	13
4	住民税整理保管金	債権差押	財政部税務課	1
5	所得税整理保管金	報酬等源泉所得税(競輪場分)	産業振興部 公営競技事務所	1
6	給与等整理保管金	特別徴収住民税(障がい福祉 分)	保健福祉部 障がい福祉課	13
7	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金 (職員課 分)	総務部職員課	123
8	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金 (納付書 用・職員課)	総務部職員課	123
9	給与等整理保管金	共済償還金	総務部職員課	13
10	給与等整理保管金	共済償還金(納付書用)	総務部職員課	13
11	給与等整理保管金	財形貯蓄	総務部職員課	13
12	給与等整理保管金	その他共済組合費	総務部職員課	123
13	給与等整理保管金	その他共済組合費(納付書用)	総務部職員課	123

No.	款	項	所管課等	該当
14	給与等整理保管金	社会保険料	総務部職員課	123
15	給与等整理保管金	社会保険料(教育委員会分)	教育委員会事務局 教育政策課	1
16	給与等整理保管金	社会保険料 (納付書用・教育委 員会)	教育委員会事務局 教育政策課	2
17	給与等整理保管金	雇用保険料	総務部職員課	123
18	給与等整理保管金	雇用保険料(納付書用)	総務部職員課	13
19	その他保管金	心身障害者扶養共済金	保健福祉部 障がい福祉課	13
20	その他保管金	地方公務員災害補償基金	総務部職員課	13
21	その他保管金	地方公務員災害補償基金(納 付書用)	総務部職員課	13
22	公営住宅敷金	市営住宅敷金(住宅営繕課)	土木部住宅営繕課	13

(1) 会計室に対する調査

現金の出納及び保管に関する事務及び歳計外現金の所管課等が受入れ及び 払出しの事務処理を行うにあたって使用する財務会計システムの運用(予算編 成に関する運用を除く。)は、会計室が所掌していることから、会計室の所掌事 務である次の事項について調査を行った。

① 歳計外科目の設置

各課等からの歳計外科目新設に係る依頼を受け、根拠法令等を確認した上で、会計室長の決裁により、財務会計システムに科目を設置している。

② 歳計外科目の設定

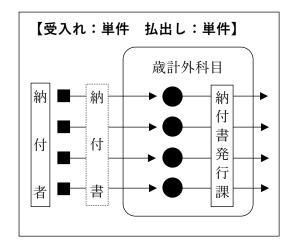
財務会計システムでは、歳計外現金の受入れ及び払出しに関し、それぞれ 「単件 | 又は「一括 | 等の設定を行っており、その内容は次のとおりである。

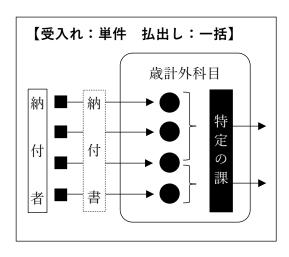
区分	受入れ	払出し
単件	複数の課等において納付書 を発行することができる。	納付書を発行した課等が納付書1件ごとに納付額の範囲 内で払い出すことができる。
一括	特定の課等から公金振替な どによって受け入れることが でき、納付書は発行できない。	特定の課等が歳計外現金を 一括して払い出すことができ る。
一括複合	複数の課等から公金振替な どによって受け入れることが でき、納付書は発行できない。	

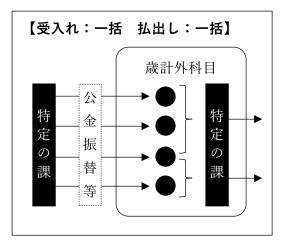
したがって、歳計外科目の受払いの設定は次のいずれかのとおりとなるため、一の歳計外現金に対し、2科目が設置される場合がある。

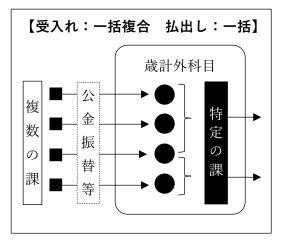
設 定	内 容
受入れ:単件	発行した納付書で受け入れ、納付書の発行課等がそ
払出し:単件	の納付書単位で納付額を払い出す科目。
受入れ:単件	納付書で受け入れ、特定の課等が一括で払い出す科
払出し:一括	目。
受入れ:一括	特定の課等から公金振替などによって受け入れ、そ
払出し:一括	の特定の課等が一括して払い出す科目。
受入れ:一括複合	複数の課等から公金振替などによって受け入れ、特
払出し:一括	定の課等が一括して払い出す科目。

【科目設定のイメージ図】









■:納付金等 ●:収納した公金

③ 歳計外現金の受入れ

- ・ 所管課等が発行した納入通知書又は現金等払込書により受け入れる場合は、会計室において、領収済通知書が指定金融機関から送付された際に歳計外科目と摘要に記載された内容に相違がないか確認した後、領収済通知書を所管課等に回付し、所管課等においても受け入れた内容に誤りがないか確認を行っている。
- ・ 所管課等の処理により、一般・特別会計等から公金振替により歳計外現金として受け入れる場合は、会計室において支出伝票起票時に入力された 控除の内容について誤りがないか審査し、公金振替の決定を行っている。
- ・ 財務会計システムでは、発行した納付書に対する収入状況を確認することができ、所管課等においては、発行した納付書を使用せずに領収証書等によって収納した場合は納付書を取り消す処理が必要となる。会計室では、未収となった(使用されなかった)納付書については、納付書番号を変更し翌年度に繰り越す作業を行っている。

※ 調定処理については、地方自治法第231条及び地方自治法施行令第154条 第1項の規定により地方公共団体の歳入を収入するときに行われるもの であり、歳計外現金についてはこれに該当しないことから、財務会計シス テム全面更改時に廃止している。

④ 歳計外現金の払出し

歳計外現金の払出しにあたっては、各所管課等が財務会計システムによって支出命令を起票し、市職務権限規程別表第2に定める決裁権者の決裁を受けた後、会計室が定めた期限までに会計室に支出命令書を回送している。

会計室においては、支出命令書及び関係資料により、一般・特別会計等と 同様に次の観点から審査を行っている。

- ア 払出しの命令が権限ある者の決裁を受けているか。
- イ 払い出す金額に誤算・違算がないか。(証拠書類等と払出命令書との間に 相違がないか、証拠書類に積算誤りがないか 等)
- ウ 払い出す相手方や時期が正しいか。
- エ 上記イ、ウを確認することができる資料が添付されているか。

なお、払出しにあたって、起票時に残高が不足している場合であっても、 払出期日と受入期日に差が生じる科目もあることから、払出しの金額や理由、 期日等が正当であれば、払出しを認めている。

⑤ 歳計外現金の保管

歳計外現金は、市指定金融機関に設けられた本市の普通預金口座において、 歳計現金と併せて保管しており、当該口座については、収入額や支出額、残 高を日々管理している。また、資金状況に応じて、定期預金等による運用を 行っている。

⑥ 歳計外現金の残高確認及び繰越

歳計外残高の年度繰越にあたっては、3月上旬に各所管課等に通知文を発出し、出納の事務処理及び残高の確認について遺漏のないよう依頼している。 年度末に実施する繰越は、会計室が財務会計システムにおいて一括処理し、 所管課等は処理結果を確認している。

(7) その他

歳計外現金の事務処理に係る「財務会計システム運用マニュアル」を作成しており、庁内への情報共有・周知を図っている。

(2) 所管課等に対する調査

個別調査の対象とした歳計外科目22件の個別調査結果は19頁以降のとおりであり、調査にあたっての着眼点は次のとおりである。

① 科目の概要

どのような根拠(根拠法令は適切か。条例・規則となっていないか。)に基づき、誰から受け入れ、誰に支払う、どのような内容の現金なのか。

② 受入れの流れ

- ・ どのような流れ(受入れの端緒、手法、確認体制など)により受入れの 事務処理を行っているか。
- ・ 受入額の積算は適正か。
- ・ 納付書を発行している場合、相手方や納期限の設定は適切か。
- · 徴収簿が整理されているか。
- ・ 未収が生じている場合(納期限までに納入されていない場合)、どのよう な管理を行っているか。

③ 払出しの流れ

- ・ どのような流れ(払出しの端緒、手法、確認体制など)により払出しの 事務処理を行っているのか。
- ・ 払出額の積算は適正か。
- ・ 払出しの相手方や期日は適正か。
- ・ 未払が生じている場合 (期日までに払い出されていない場合)、原因は特定しているか。これまでにどのように解消したのか。現在も解消されていない場合、今後どのように対応するのか。

④ 残高の管理

- 残高内訳はどのように管理・把握されているか。
- 払出時期が想定されるものは、払出予定時期が管理されているか。
- ・ 受入額、払出額、残高それぞれの整合は図られているか。
- ・ 残高が不一致の場合、把握している残高と比べ、どの程度の差額が生じているか。原因は特定しているか。原因を特定しておらず、調査中の場合、 どのように進捗しているか。未調査の場合、何が理由なのか。

⑤ その他

- マニュアル等が整備されている場合、その内容や共有範囲は適切か。
- ・ マニュアル等が整備されていない場合、職員間で事務がどのように引き 継がれているのか。組織としての情報共有及び管理体制はどのように行わ れているのか。事務処理上の問題等が生じたことはないか。
- ・ 残高の不一致や未収・未払が生じるに至った事務処理上の課題は何か。

【No.1】税システム分保管金 市民税・県民税徴収金

「所管:財政部税務課]

1 根拠法令

地方税法第42条及び第321条の5

2 歳計外科目の概要

市民税・県民税は住民税とも呼ばれ、住民が毎年1月1日現在の住所を有する 市及び県に支払う税金であり、税金を負担する能力のある個人が所得の額に関係 なく定額を負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割から算定される。

地方税法第42条により、納税する際には、市民税・県民税を一括して各市町村に納めなければならないとされていることから、本科目は市民税・県民税を受け入れ、市民税分は本市の歳入に公金振替を行い、県民税分は期日までに県へ支払うものである。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
2,153,234,137円	26,515,557,435円	26,485,667,262円	2,183,124,310円

4 監査結果

本科目については、受入れの翌月に払い出すことを考慮し、4月分から2月分の受払いには51,384,152円の差額が、3月分の受入額を除くと16,398,093円の残高が生じることとなるが、その内訳及び理由は不明であるとのことであった。

このことについて、税務課としては、膨大な受入件数に対し、繰替払いによる 還付や収入更正などの処理が生じているものの、電算処理業務の委託事業者から 提出される資料等により、収納額に基づいて払出しを行っていることから、未収・ 未払は生じていないと認識していたが、結果として、受払額に生じる差額や残高 の内訳を全く把握・管理していない事態が生じている。

また、マニュアル等は作成されておらず、事務は簡易なメモ等によって引き継がれているなど、事務引継も不十分であることに加え、歳計外現金の収支管理が担当者に一任されており、組織としての管理が行われていない状況である。

このことから、改めて残高内訳の解明や受払差額が発生した原因を究明の上、毎月の受払額が適正に管理されるよう事務を見直し、個別管理簿やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.2】保証金 その他保証金

「所管:土木部住宅営繕課]

1 根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

2 歳計外科目の概要

市営住宅駐車場の使用者から、3箇月分の使用料に相当する金額を市営住宅駐車場保証金として受け入れ、駐車場を明け渡す際に当該保証金を使用者に返還分として払い出すために使用する科目である。

市営住宅駐車場に関する取扱い要綱(以下「要綱」という。)に基づいて平成5年度より徴収を開始したものの、平成6年度以降は徴収を行っておらず、現在は払出しのみが行われている。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,927,500円	0円	12,000円	1,915,500円

4 監査結果

当該保証金は平成5年度のみ徴収し、方針変更に係る関係資料等は存在しないため経過は不明であるものの、平成6年度以降は徴収しておらず、市営住宅管理条例でも徴収を規定していないことから、現在に至るまで徴収していない。

よって、令和3年度は払出しのみ行われているが、要綱には、使用者が駐車場を明け渡すときに返還すると規定されているにもかかわらず、駐車場を明け渡した平成26年度から大幅に遅延して払い出されている事例が認められた。

また、現時点で確認することができた範囲において、これまで平成14年度から 平成30年度まで当該保証金が未返還であることが判明するなど、市営住宅徴収簿 管理システムによる突合の結果、令和3年度末時点で1,915,500円の残高のうち、 当該期間の未返還分と推測される1,438,500円の不明金が生じている。

更には、個別管理している「出納簿」では正確な払出状況や残高確認が行えない上、マニュアル等もその必要性を認識されておらず整備されていなかった。

このことから、残高における不明金を精査した上で、必要な対応を講じるとともに、業務の健全性と透明性の確保及び業務の効率化を図りつつリスク管理の観点からもマニュアル等の整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.3】住民税整理保管金 競売配当金

[所管:財政部税務課]

1 根拠法令

地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第128条及び 第129条

2 歳計外科目の概要

競売は、不動産差押に基づく担保権の行使により裁判所へ競売申立てを行い、対象となる不動産の売却代金を未納の市税債権へ充てる目的をもって行う財産処分の一連の手続きであるが、これにより執行機関から市へ配当される現金については、市税債権への充当作業を経るまでの間、収納する歳入科目等が確定しないことから、本科目に保管するもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
12,800円	0円	0円	12,800円

4 監査結果

令和3年度に生じていた残高について、年度中の受払いは行われていなかったことから、過年度の受払状況を確認したところ、平成30年度における本科目への受入れに対し、別の歳計外科目であるNo.4「住民税整理保管金 債権差押」(以下「債権差押」という。)から払出処理が行われ、本科目から払い出されていなかったものであることが判明した。

このことから、判明した事実に基づき、本科目や「債権差押」の残高の整合を 図るため、必要な措置を講じる必要がある。

また、受払いの整合については、令和2年1月より整理簿を作成し、受払状況の把握・確認を行うなど事務の改善が図られているものの、マニュアル等は作成されていなかったことから、今回判明するに至った他の歳計外科目からの払出しなど、予め事務処理等の誤りのリスクがあることを前提として、競売配当金に係る事務処理マニュアルを作成するなど、内部統制(業務上のリスクや手順を見える化し、危険を予防・抑制するための管理手法)の整備、運用について検討が求められる。

【No.4】住民税整理保管金 債権差押

「所管:財政部税務課]

1 根拠法令

地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第67条、第 128条及び第129条

2 歳計外科目の概要

市税の未納に伴う差押によって市へ入金される現金については、充当作業を経るまでの間は収納する歳入科目等が確定しないことから、その間、本科目に保管するもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
19,633,613円	255,738,808円	253,365,275円	22,007,146円

4 監査結果

令和2年1月以降、整理簿を作成し、受入件数ごとに充当(払出し)の処理状況を把握・管理するとともに、納税義務者ごとの残高は債権差押充当処理支援システム及び税情報システムで把握・管理しており、令和3年度の受払額の整合は図られているとのことであるものの、本科目の残高内訳については把握されていなかった。

残高内訳が把握されていない理由について、債権差押の事務が電算化(平成10年7月)される以前の状況については、システムでの確認が行えず、内容を確認できる文書等も残存していないことから、本科目の残高総額に係る内訳把握が困難であるとのことであったが、充当状況を確認することによって、残高中の不明金を選別することは可能であるとのことであったため、今後は本科目の残高内訳について、充当状況の調査を進めた上で、可能な限り不明金の確定に努め、その取扱いについて対応を検討することが必要である。

また、事務処理手順を示したマニュアルは作成されていたが、個別管理簿等は整備されておらず、結果として残高内訳の把握・管理が行われていないことから、マニュアルの改善や個別管理簿等の整備などによる適正な残高管理が求められる。

【No.5】所得税整理保管金 報酬等源泉所得税 (競輪場分)

[所管:產業振興部公営競技事務所]

1 根拠法令

所得税法第204条

2 歳計外科目の概要

いわき平競輪場で開催されたレースにおいて、選手等に対して支払う賞金及び 指導員報酬から源泉徴収した所得税を受け入れ、税務署に支払うものであるが、 平成27年度以降、別の歳計外科目である「所得税整理保管金 報酬等源泉所得税 (納付書用・競輪場分)」において受払いを行っており、本科目は使用していない。

3 令和3年度中の受払状況

Ī	年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
	3,006,578円	0円	0円	3,006,578円

4 監査結果

本科目の残高内訳について、現時点で確認することができた範囲では、平成24年度当初時点で3,006,578円の不一致が生じており、以降、毎年度同額が繰り越されている状況にあった。

そもそも所得税の源泉徴収分については、所得税第法204条により、翌月10日を納期限として税務署に納付しなければならないことから、「税務署への納付漏れ」又は「源泉徴収が過大に行われ本人に返還されないまま保管していること」などが推測されるが、担当者による調査の結果、平成20年度時点で既に原因不明の残高が生じていたとのことであり、現在に至ってその内訳の調査は極めて困難であることから、今後は当該残高の処理について対応を検討する必要がある。

【No.6】給与等整理保管金 特別徴収住民税 (障がい福祉分)

「所管:保健福祉部障がい福祉課】

1 根拠法令

地方税法第321条の5

2 歳計外科目の概要

本科目は、令和元年度まで、障がい福祉課雇用の嘱託職員に支払う賃金から控除した特別徴収住民税分を受け入れ、当該職員が住所を有する市町村へ払い出すために使用していたものである。

なお、令和2年4月より会計年度任用職員制度が導入され、会計年度任用職員 給与人事システムの稼働後は、特別徴収住民税の受入れは職員課が行っているた め、現在、本科目は使用していない。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
27,700円	0円	0円	27,700円

4 監査結果

本科目における残高については、担当者において平成24年度まで遡って調査した結果、原因究明には至らず、毎年度、繰越処理を実施している状況である。

特別徴収義務者は、地方税法第321条の5の規定に基づき、6月から翌年5月までの12か月において、給与を支払う際、所得税を毎月徴収し、その月の翌月10日までに当該市町村に納入する義務を負っている。

現在、受払いが行われていない本科目に残高が生じていることは、「市町村への納付漏れ」又は「徴収が過大に行われ、本人に返還されないまま保管していること」などが推測されるが、現在に至ってその内訳の調査は極めて困難であることから、今後は当該残高の処理について対応を検討する必要がある。

【No.7】給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金 (職員課分)

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

2 歳計外科目の概要

地方公務員等共済組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、 障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関 して適切な給付を行うため、相互救済を目的として設立されたものであり、県市 町村職員共済組合(以下「共済組合」という。)は、県内市町村の職員等を組合員 として構成されている。

共済組合は、組合員が負担する掛金及び地方公共団体又は派遣先の法人等の負担する負担金によって運営されており、主に短期給付(健康保険制度)、長期給付(年金制度)、福祉事業(保健事業等)を実施している。

掛金及び負担金は、組合員の標準報酬月額(通常は毎年4~6月の報酬の平均額であり、9月から翌年8月まで適用される。)に給付の区分に応じた年度の掛金率又は負担金率を乗じて算出される。なお、産前産後休業・育児休業等期間中の職員は申出により、掛金及び掛金に相当する負担金が免除となる。

本科目は、職員(対象となる会計年度任用職員を含む。)に支払う給与及び賞与から控除した掛金を受け入れるとともに、市が支払う負担金を受け入れ、当該掛金及び負担金を共済組合に支払うもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
 △142,242,660円	8,271,725,804円	8,274,414,675円	△144,931,531円

4 監査結果

毎月、受払額に差額が生じており、令和3年度中の差額は△2,688,871円となっているが、これは、本来、別の歳計外科目である№8 「給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金 (納付書用・職員課)」(以下「納付書用」という。)から払い出すべき8,019,329円についても本科目から払い出しているにもかかわらず、受払額の整合を図るための必要な措置を講じていないことによるものであり、これを合算してなおも生じる5,330,458円の差額については、掛金免除に関して、受払いに期間が生じることによるものと考えられるとのことであるが、その内訳は把握さ

れておらず、令和3年度中の受払額の整合は確認することができなかった。

また、令和3年度末において、 \triangle 144,931,531円もの残高が生じており、この要因として、過年度から「納付書用」との受払額の整合を図るための必要な措置を講じていないことなどが挙げられるが、「納付書用」の残高63,236,030円と合算してもなお \triangle 81,695,501円もの不明金が残る。

現時点で確認することができた範囲において、平成28年度当初に5,953,636円の不明金が発生しており、その後の受払額や残高、掛金免除の状況については職員課において調査中である。

更に、個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、 マニュアルも整備されていなかった。

このことから、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるほか、今後は本科目における受払額の整合が図られるよう事務を見直し、毎月の受払額を適正に管理するとともに、不明金が発生した原因の究明が必要不可欠である。また、個別管理簿やマニュアルの整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.8】給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金(納付書用・職員課)

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

2 歳計外科目の概要

No.7 「給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金 (職員課分)」(以下「共済組合掛金・負担金」という。) と同じ。

ただし、本科目は、給与等からの控除が行えない職員(派遣職員、組合専従職員、月途中で育児休業から復職した職員、無給休職となった職員)の掛金並びに派遣先及び市職員連合労働組合からの負担金について、納入通知書を発行して受け入れるもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
55,216,701円	8,019,329円	0円	63,236,030円

4 監査結果

本来、本科目から払い出すべき歳計外現金について、過年度から全く払い出しておらず、別の歳計外科目である「共済組合掛金・負担金」から払い出しているにもかかわらず、受払額の整合を図るための必要な措置が講じられていないことから、令和3年度の受払額には8,019,329円の差額が生じており、結果として、令和3年度末には63,236,030円もの残高が生じるに至っている。

また、現時点で確認することができた範囲において、平成28年度当初残高に 1,225,548円の不明金が発生していた。

更に、受入れに係る納入通知書の発行にあたっては、課内の事務移管に伴う引継不足により起案が行われておらず、作成されている整理簿では納期限や納入日の管理が行われていなかったほか、個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、マニュアルも整備されていなかった。

このことから、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるほか、今後は本科目における受払額の整合が図れるよう事務を見直し、毎月の受払額を適正に管理するとともに、不明金が発生した原因の究明が必要不可欠である。また、個別管理簿やマニュアルの整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.9】給与等整理保管金 共済償還金

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

2 歳計外科目の概要

県市町村職員共済組合(以下「共済組合」という。)は、県市町村職員共済組合組合員貸付規程及び同規程施行細則に基づき、組合員に対する貸付事業を行っており、普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付(医療、入学、修学、結婚、葬祭)等の区分によって、利率や限度額、償還期間が定められている。

貸付申込書の共済組合への提出期限は毎月末(休日の場合はその前平日)となっていることから、職員課では、貸付を受けようとする職員(会計年度任用職員を含むが、現時点で実績なし。)からの申込書について、毎月25日までの提出分を取りまとめて共済組合に送付している。貸付を受けた職員は、貸付を受けた翌月から所定の償還表により毎月償還することとなる。

本科目は、共済組合から貸付を受けている職員の給与及び賞与から控除した償還金を受け入れ、共済組合に支払うもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
10,996,175円	86,317,698円	83,586,538円	13,727,335円

4 監査結果

令和3年度中の受払差額のうち、26,034円が不一致となっており、その内訳は、本来、別の歳計外科目であるNo.10「給与等整理保管金 共済償還金(納付書用)」で受け入れるべき24,440円を本科目に受け入れていたにもかかわらず、科目間の整合が図られていないこと、及び原因不明の1,594円によるものである。

また、令和3年度当初には10,996,175円の残高が生じているが、令和2年度以前の受払いや残高状況については不明であり、今後調査を行うとのことであった。 更に、個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、マニュアルも整備されていなかった。

このことから、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるとともに、不明 金が発生した原因の究明が必要不可欠である。また、個別管理簿やマニュアルの 整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.10】給与等整理保管金 共済償還金 (納付書用)

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

2 歳計外科目の概要

No.9「給与等整理保管金 共済償還金」(以下「共済償還金」という。)に同じ。 ただし、本科目は、共済貸付を受けているが、給与等から控除することができ ない職員(派遣職員、組合専従職員、育児休業中の職員等)からの償還金につい て、納入通知書を発行して受け入れるもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
73,160円	613,686円	638,126円	48,720円

4 監査結果

令和3年度における受払額は、別の歳計外科目である「共済償還金」の受払額と併せて整合が図られていることが確認されたが、本来、本科目で受け入れるべき歳計外現金を「共済償還金」で受け入れていたにもかかわらず、本科目から払い出していたことから、結果として本科目の受払額に△24,440円の不一致が生じている。

更に、受入れに係る納入通知書の発行にあたっては、起案が行われておらず、 個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、マニュ アルも整備されていなかった。

なお、令和3年度当初残高73,160円については、調査の結果、内訳(平成30年度と令和2年度に生じた受払科目の過誤によるもの)が判明したところであり、これにより未払も生じていなかったことが確認された。

このことから、受入れに係る適正な事務処理を行うとともに、受払額及び残高の整合を図るために必要な措置を講じることが必要である。また、個別管理簿やマニュアルの整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.11】給与等整理保管金 財形貯蓄

[所管:総務部職員課]

1 根拠法令

勤労者財産形成促進法第6条

2 歳計外科目の概要

財形貯蓄は、勤労者の計画的な資産づくりを目的とする勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄であり、財産形成のための一般財形貯蓄、老後の生活安定の資金づくりを目的とする財形年金貯蓄、住宅取得を目的とする財形住宅貯蓄の3種類がある。財形貯蓄の新規加入及び契約変更は、市職員勤労者財産形成貯蓄契約等に関する事務取扱要綱第5条に基づき、本市と取扱契約を締結した金融機関等(18件)が直接職員に対して勧誘を行うこととされており、職員と契約した金融機関等は、職員課に報告書を提出することとされている。

本科目は、財形貯蓄を行っている職員(会計年度任用職員を含む。)の貯蓄額を 給与及び賞与から控除し、金融機関等へ支払うもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
25,616,894円	357,657,000円	357,595,000円	25,678,894円

4 監査結果

令和3年度における受払額は、別の歳計外科目である「給与等整理保管金財 形貯蓄(納付書用)」(以下「納付書用」という。)の受払額と併せて整合が図られていた。

しかし、本来「納付書用」から払い出すべき歳計外現金も納入前に本科目から併せて払い出しており、本来は毎月の受払額の整合を図られるよう措置を講じるべきであるが、年度末に12か月分(令和3年3月分~令和4年2月分)を一括して「納付書用」から払い出すことによって受払額の整合を図っていることが認められた。

また、現時点で確認することができた範囲において、平成29年度から残高に25,901,894円もの不明金が発生しており、平成28年度の受払状況については職員課において調査中であるほか、個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、マニュアルも整備されていなかった。

このことから、毎月の受払額が適正に管理されるよう事務を見直すとともに、

不明金が発生した原因の究明が必要不可欠である。また、個別管理簿やマニュアルの整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.12】給与等整理保管金 その他共済組合費

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条

2 歳計外科目の概要

県市町村職員共済組合からの組合員等が受けた各種検診に対する助成金及び 所属所が組合員に対して実施する厚生事業に対する助成金を受け入れ、各種検診 等に対する助成金は対象職員(会計年度任用職員を含む。)に、厚生事業に対する 助成金は市職員共助会に払い出すものである。

ただし、通常は、別の歳計外科目No.13「給与等整理保管金 その他共済組合費 (納付書用)」(以下「納付書用」という。)で受払いを行っているため、財務会計システムで確認することができた平成28年度以降、本科目は使用されていない。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
5,031円	0円	120,350円	△115,319円

4 監査結果

本来、別の歳計外科目である「納付書用」から払い出すべき歳計外現金について、通常は受払いが行われていない本科目から誤って払出しのみが行われたため、結果として、令和3年度の受払額に△120,350円の不一致が生じており、その払出額には、助成金の交付申請を行っておらず、払い出すべきでない相手方に対する2,050円の過誤払いが含まれていたことも認められた。

更には、現時点で確認することができた範囲において、平成28年度から5,031円 の不明金が発生しており、マニュアル等も整備されていなかった。

このことから、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるとともに、過誤 払金については相手方に返納を求めるほか、不明金が発生した原因の究明が必要 不可欠である。また、本科目の必要性を検討し、必要な場合は、個別管理簿やマ ニュアルの整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.13】給与等整理保管金 その他共済組合費(納付書用)

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条

2 歳計外科目の概要

No.12「給与等整理保管金 その他共済組合費」(以下「その他共済組合費」という。) に同じ。

なお、共済組合からの助成金は、「現金等払込書」を発行して受け入れていることから、通常は本科目において受払いを行っている。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
392,850円	7,365,050円	7,271,800円	486,100円

4 監査結果

令和3年度中の受払額は全て整合が図られていることを確認した。

ただし、令和3年度当初の事務引継が不十分であったため、払出期日は特に定められていないものの、払出事務が遅延していた事例が認められたほか、令和2年度中に本科目で受け入れた118,300円については、別の歳計外科目である「その他共済組合費」から払い出されていた。

また、現時点で確認することができた範囲において、平成28年度当初から 274.550円の不明金が発生していた。

更に、個別管理簿は受払額や残高の整合を把握することができないものであり、 マニュアルも整備されていなかった。

このことから、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるとともに、不明 金が発生した原因の究明が必要不可欠である。また、個別管理簿やマニュアルの 整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.14】給与等整理保管金 社会保険料

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

- 健康保険法第161条及び第167条
- ・ 厚生年金保険法第82条及び第84条
- ・ 子ども・子育て支援法第71条

2 歳計外科目の概要

社会保険料は、生活の安定を図る目的の社会保険制度を実施するため、事業所で働く労働者の賃金の標準報酬月額に応じて算定され、医療保険給付や出産・傷病手当金などのための「健康保険料」と厚生年金制度のための「厚生年金保険料」、また、特定の年代の労働者からの介護保険制度のための「介護保険料」、子ども子育て支援制度のひとつで主に児童手当の財源となる「子ども子育て拠出金」から構成される。

「健康保険料」、「厚生年金保険料」及び「介護保険料」は事業者と労働者の折半負担により、「子ども子育て拠出金」は事業者の全額負担により、日本年金機構(平年金事務所)に納付するものである。保険料の納入時期は原則翌月末となるため、年間の支払保険料は前年度3月分から当年度2月分となる。

本科目における社会保険料の対象は、市職員(企業会計に属する職員を除く。) のうち共済組合員に加入しない会計年度任用職員であり、正規職員、再任用職員、 要件に該当するフルタイム会計年度任用職員(常勤的非常勤職員)は、市町村職 員共済組合に加入し、社会保険料に代わり共済掛金を負担することとなる。

なお、教育委員会分の社会保険料については、本科目で受け入れた翌月にNo.15 の歳計外科目「給与等整理保管金 社会保険料(教育委員会分)」に公金振替を行った後、教育委員会から日本年金機構へ納入している。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
△1,178,323円	379,326,404円	378,498,632円	△350,551円

4 監査結果

令和3年度当初に△1,178,323円の残高、年度中の受払いによって827,772円の 差額がそれぞれ生じており、会計年度任用職員制度導入前の旧制度時における賃 金支弁が職員課から原課に切り替わった後、原課の錯誤により社会保険料が控除 されていない可能性や、当月末の到来を前に退職した者について、社会保険料の 負担が不要であるにもかかわらず、誤って控除している可能性などが推測される が、それぞれが生じた原因は不明であるとのことであった。

また、毎月の社会保険料の内訳を示したExcelファイルは作成されているものの、 受払額や残高までを把握することはできず、マニュアルも整備されていなかった。 このことから、改めて残高や受払差額が発生した原因を究明の上、今後の取扱 いについて検討するとともに、今後、事務処理誤りが生じないよう、個別管理簿 やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.15】給与等整理保管金 社会保険料(教育委員会分)

「所管:教育委員会事務局教育政策課]

1 根拠法令

- ・ 健康保険法第161条及び第167条
- ・ 厚生年金保険法第82条及び第84条
- ・ 子ども・子育て支援法第71条

2 歳計外科目の概要

No.14「給与等整理保管金 社会保険料」に同じであるが、所属事業所を教育委員会として社会保険加入手続を行った会計年度任用職員分(行政組織上は市長部局に属するこども支援課所管の市立幼稚園及び美術館における雇用分を含む。)を対象とし、給与等から控除された個人負担分及び事業主負担分の社会保険料を受け入れるとともに、後日、日本年金機構から発出される納入告知書に基づき、納期限までに払い出すものである。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,990,141円	196,697,568円	182,252,552円	16,435,157円

4 監査結果

毎月、受払額に差額が生じており、令和3年度中に生じた差額のうち、30,460円は事務処理上の過誤により重複して受け入れていたこと、14,081,347円は払出しが翌年度に遅延したことによるものであるほか、支払先である日本年金機構からの請求内訳が不明であるまま払い出されたことにより、 \triangle 122,592円の内訳が不明である。

また、現時点で把握することができた範囲内において、年度末残高のうち 1,264,045円の不明金が発生しており、長期間にわたり受払額の不一致によって生 じる差額が累積しているほか、マニュアル等も整備されていなかった。

このことから、受入重複分については関係部署と調整した上で必要な措置を講じるほか、今後は、日本年金機構と協議の上、本科目における受払額の整合が図れるよう必要に応じて事務を見直すとともに、マニュアル等の整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.16】給与等整理保管金 社会保険料(納付書用・教育委員会)

「所管:教育委員会事務局教育政策課]

1 根拠法令

- ・ 健康保険法第161条及び第167条
- ・ 厚生年金保険法第82条及び第84条
- ・ 子ども・子育て支援法第71条

2 歳計外科目の概要

No.14「給与等整理保管金 社会保険料」に同じであるが、所属事業所を教育委員会として社会保険加入手続を行った会計年度任用職員分(行政組織上は市長部局に属するこども支援課所管の市立幼稚園及び美術館における雇用分を含む。)のうち、月途中の退職等により、個人負担分の社会保険料が給与等を上回り控除できない場合等において、教育委員会が納入通知書を発出する必要があるために本科目を使用する。

当該納入通知書により納付された社会保険料を受け入れるとともに、後日、日本年金機構から発出される納入告知書に基づき、納期限までに払い出すものである。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高	
0円	402,491円	218,499円	183,992円	

4 監査結果

令和3年度中の受払額は全て整合が図られており、不明金が生じていないことを確認したが、事務の失念により払出しが翌年度に遅延したため、183,992円の受払差額が発生していた。

また、本科目においては、令和3年度末時点で48,363円(3名分)の収入未済が発生しているが、退職者のみならず、雇用継続中の会計年度任用職員に対しても納付交渉を実施していない事例が認められた。

その上、マニュアル等も整備されていなかった。

このことから、未納者に対する納付交渉については関係部署と連携した上で必要な措置を講じるとともに、支払遅延の防止等については担当者のみでなく、組織によるチェック体制を確立するために必要なマニュアル等の整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.17】給与等整理保管金 雇用保険料

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条及び第32条

2 歳計外科目の概要

雇用保険制度は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を行うことなどを目的とした雇用に関する総合的な機能を持った制度である。雇用保険料は、国が毎年度定める総賃金支給額に対する雇用保険率に基づき、事業主と労働者がそれぞれ負担する。

本市職員における雇用保険の対象は、会計年度任用職員や再任用職員のうち、 1週当たりの勤務時間が20時間以上で、かつ31日以上継続して雇用される見込み の者である。

本科目は、一般会計及び特別会計から給与等が支給される再任用職員及び会計 年度任用職員の雇用保険料に係るもので、職員課が算出した当年度概算保険料及 び前年度保険料の確定に伴う前年度概算保険料との差額を例年5~6月頃に各 雇用課等から受け入れ、7月頃に福島労働局へ一括して支払うものである。

なお、本市では、先に歳出予算から事業主負担分と労働者負担分を合算した全額を支出し、本科目を経た上で福島労働局へ支払っており、労働者負担分は、職員に支払う毎月の給与及び賞与から保険料を控除し、各雇用課等の歳入(保険料被保険者負担金)に収納している。

また、企業会計から給与等が支給される再任用職員分(フルタイム)については、別の歳計外科目No.18「給与等整理保管金 雇用保険料(納付書用)」(以下「納付書用」という。)で受払いを行っている。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
83,903円	11,936,544円	12,050,912円	△30,465円

4 監査結果

令和3年度中の受払いにおける差額のうち、△121,620円は前年度及び次年度での調整分であり、残る7,252円は令和2年度確定負担金に伴う工業港湾課の過払分を職員課が還付していなかったことによるものであるが、この未還付については令和4年度に払い出しており、受払額の不一致は解消されていることを確認

した。

しかし、年度当初の残高83,903円のうち、52,206円は発生原因の特定できない不明金となっている。

また、概算保険料及び確定保険料を管理するExcelファイルの内訳表は作成されているものの、受払額や残高までを把握することはできず、マニュアルも整備されていなかった。

このことから、残高不明金については、改めて発生した原因を究明の上、今後の取扱いについて検討するとともに、事務処理誤りが生じないよう、個別管理簿やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.18】給与等整理保管金 雇用保険料(納付書用)

[所管:総務部職員課]

1 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条及び第32条

2 歳計外科目の概要

No.17「給与等整理保管金 雇用保険料」に同じ。

ただし、本科目は、企業会計から給与等が支給される再任用職員分(フルタイム)に係る雇用保険料について受払いを行うもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
749,447円	700,557円	699,998円	750,006円

4 監査結果

令和3年度の受払いに559円の差額が生じているが、これは、給与支給時の保険料控除を遺漏したことに伴う本人負担分の納入分について、本来、本科目から払い出し、所属課の歳入科目に公金振替を行うべきであるにもかかわらず、その処理を遺漏したことによるものである。なお、令和4年度に更正処理を行い、受払額の不一致は解消されていることを確認した。

しかし、年度当初に749,447円の不明金が発生していたほか、概算保険料及び確定保険料を管理するExcelファイルの内訳表は作成されているものの、受払額や残高までを把握することはできず、マニュアルも整備されていなかった。

このことから、残高不明金については、改めて発生した原因を究明の上、今後の取扱いについて検討されるとともに、事務処理誤りが生じないよう、個別管理簿やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【№19】その他保管金 心身障害者扶養共済金

「所管:保健福祉部障がい福祉課】

1 根拠法令

- · 独立行政法人福祉医療機構法第12条第2項
- · 独立行政法人福祉医療機構法施行令第7条

2 歳計外科目の概要

福島県心身障害者扶養共済制度は、心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害状態となった後に心身障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度であり、県が実施している。

県心身障害者扶養共済制度条例で定める事務処理の特例により、申込みの受理、 掛金の収納及び県への払込みなどを各市町村が処理することとされていること から、本科目においては、加入者が支払う掛金を一時保管し、毎月送付される納 付書により県に納入するものである。

なお、県は、当該制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構と 保険契約を締結している。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
22,855円	2,252,885円	2,065,400円	210,340円

4 監査結果

受入れにあっては、財務会計システムや県からの提供資料等によって納入状況が管理されているほか、未納者に対する納付勧奨により、未収の発生を防止する 取組みが認められた。

また、令和3年度の払出しにあたって、支払遅延が3回認められたが、これは、 当月分掛金の完納を確認した上で払出しの処理を行っていることによるもので ある。支払先である県からは、掛金未納者を報告することにより、未納分掛金額 を差し引いた「納入通知書」を発行することが示されているが、本市の対応は、 県の了承を得て、未収の発生や受入額を上回る払出しの防止を目的としているこ とから、やむを得ないものと考えられる。

しかし、年度当初残高22,855円が内訳不明金となっていたことに加え、年度中の受払差額に△2,500円の不明金が生じていたため、年度末残高における不明金

は20,355円となっており、その要因として、加入者が本来納入すべき金額よりも多い掛金を納入していることなどが考えられるが、本人へ口頭で確認するほかなく、調査に時間を要するとのことであった。

更に、受払差額や残高を把握・管理するための個別管理簿やマニュアル等は整備されていなかった。

このことから、受払差額や不明金が発生した原因を究明し、特定された原因に 基づいて必要な措置を講じるとともに、個別管理簿やマニュアルの整備など、適 正な事務処理に向けた改善が求められる。

【№20】その他保管金 地方公務員災害補償基金

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員災害補償法第50条

2 歳計外科目の概要

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた障害を補償するものであり、その実施は、地方公務員災害補償法の規定より設置された法人である地方公務員災害補償基金福島支部(以下「基金」という。)が、被災職員の属する地方公共団体に代わって行う。

補償の実施に必要な財源は、主に地方公共団体によって賄われており、当該負担金は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与総額に負担金割合を乗じて算出される。

本科目は、総務部職員課が算出した当年度概算負担金及び前年度負担金の確定 に伴う前年度概算負担金との差額のうち、それぞれ一般会計及び特別会計に係る 負担分について受け入れ、期日までに基金へ支払うものである。

なお、企業会計からの負担分については、別の歳計外科目No.21「その他保管金地方公務員災害補償基金(納付書用)」(以下「納付書用」という。)で受払いを行っている。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
592,637円	22,372,251円	33,896,552円	△10,931,664円

4 監査結果

令和3年度中の受払いに△11,524,301円の差額が生じているが、このうち、 △11,684,770円は、本来、別の歳計外科目である「納付書用」から払い出すべき 歳計外現金についても本科目から払い出し、受払額の整合を図るための必要な措 置を講じていないことによるものであり、160,469円は、前年度確定負担金に伴う 差額のうち、確定額が概算額を下回ったことによって生じた還付額を職員課の歳 入へ払い出す処理を遺漏したことによるものである。これらについては、いずれ も令和4年度に更正処理を行っており、受払額の不一致は解消されていることを 確認した。 しかし、令和2年度以前の受払状況を確認したところ、4月に払い出した概算 負担金と9月に払い出した確定負担不足金を9月以降に一括して「納付書用」か ら収入更正することによって受払額の整合を図っていることが認められた。

また、現時点で確認することができた範囲において、平成28年度当初に592,638 円の不明金が生じており、同年度には概算負担金1円の過払が生じたものの、その後、過払による差額を解消するための必要な措置が講じられず、令和3年度の 当初残高として592,637円が生じるに至っている。

更に、年度ごとの負担金を管理したExcelファイルは作成されているものの、受払額や残高までを把握することはできず、マニュアルも整備されていなかった。このことから、残高不明金については、改めて発生した原因を究明の上、今後の取扱いについて検討するとともに、毎月の受払額が適正に管理されるよう事務を見直し、個別管理簿やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.21】その他保管金 地方公務員災害補償基金 (納付書用)

「所管:総務部職員課]

1 根拠法令

地方公務員災害補償法第50条

2 歳計外科目の概要

№20「その他保管金 地方公務員災害補償基金」(以下「地方公務員災害補償基金」という。) に同じ。

ただし、本科目は、企業会計からの負担分について受払いを行うもの。

3 令和3年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高	
0円	11,684,770円	0円	11,684,770円	

4 監査結果

令和3年度中の受払いに11,684,770円の差額が生じている。これは、本科目から払い出すべき歳計外現金についても「地方公務員災害補償基金」から払い出し、受払額の整合を図るための必要な措置を講じていないことによるものであるが、令和4年度に収入更正を行っており、受払額の不一致は解消されていることを確認した。

しかし、令和2年度以前の払出し状況を確認したところ、4月に受け入れた概算負担金と9月に受け入れた確定負担不足金を、9月以降に一括して「地方公務員災害補償基金」へ収入更正することによって受払額の整合を図っていることが認められた。

また、年度ごとの負担金を管理したExcelファイルは作成されているものの、受払額や残高までを把握することはできず、マニュアルも整備されていなかった。このことから、毎月の受払額が適正に管理されるよう事務を見直すとともに、今後、個別管理簿やマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【No.22】公営住宅敷金 市営住宅敷金 (住宅営繕課)

「所管:土木部住宅営繕課]

1 根拠法令

公営住宅法第18条

2 歳計外科目の概要

市営住宅の入居予定者を対象に、入居時における3か月分の家賃に相当する金額を敷金として受け入れ、市営住宅を明け渡す際に、敷金から債務の弁済に充てることができる未納家賃分等を控除した額を払い出すために使用する科目である。

なお、敷金の徴収については、公営住宅法で「三月分の家賃に相当する金額の 範囲内」と規定しており、それに基づき市営住宅管理条例第18条第1項で「入居 時における3月分の家賃に相当する金額の敷金」と定めている。

3 令和3年度中の受払状況

Ī	年度当初残高	度当初残高 年度中受入額		年度末残高	
	263,788,585円	13,328,400円	18,647,700円	258,469,285円	

4 監査結果

毎月、受払額に差額が生じており、令和3年度中の差額は△5,319,300円となっているが、市営住宅敷金は、入居前に納入され、明渡し後に還付されるものであることから、単年度における受払額は一致するものではない。

しかし、現時点で把握することができた範囲において、平成29年度以降における市営住宅敷金の受払いは正確に行われているものの、市営住宅徴収簿管理システムによる突合の結果、残高中の不明金は約400万円となる見込みであり、詳細は現在精査中であるが、差額が生じた時期や理由及び未払金の有無を含めて、過去の書類等が現存しておらず調査が難航している。また、マニュアル等もその必要性が認識されておらず整備されていなかった。

このことから、住宅営繕課において現在調査中である残高不明金を精査した上で、受払いの整合を図るために必要な措置を講じるとともに、業務の健全性と透明性の確保及び業務の効率化を図りつつリスク管理の観点からもマニュアル等の整備など、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

第3 むすび

前述のとおり調査票による調査及び個別調査を実施した結果、次のとおり改善すべき事項及び検討を要する事項が認められたことから、該当する所管課等においてはそれぞれ必要な措置を講じられたい。

1 是正改善を要する事項

(1) 納入通知に係る起案について

納入通知書の発行及び送付に係る事務において、起案・決裁が行われず、発 行及び相手方へ送付されていた事例が認められた。

納入通知は、納入義務者に対して納入すべき金額等を通知する対外的行為であり、法令及び組織における意思決定に基づき行われなければならないものであることから、「財務会計システム運用マニュアル」に基づき、納入通知を行うにあたっては、内容、積算根拠、納入義務者等を整理の上、起案を行い、市財務規則及び市職務権限規程に定める決定権者の決定を受けること。

(2) 受入れに係る未収金の取扱いについて

歳計外現金の受入れに係る未収金が生じているにもかかわらず、回収に向けた対応が講じられていない事例が認められた。

歳計外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権は、地方自治法第240条第4項において、債権管理の適用除外とされている。しかし、歳計外現金を払い出しているにもかかわらず、受入れに未収が生じている場合、未収分を市が立て替えていることとなり、市の負担となっている。

このことから、<u>歳計外現金の受入れに係る未収が生じている科目にあっては、</u>引き続き回収に努めるとともに、回収が困難な場合には債権管理担当課と十分な協議を行った上で必要な措置を講じられたい。

(3) 過誤払金について

受払いにあたり、受入額に対応する金額を払い出さなければならない歳計外科目において、受入額を超えて、本来、払い出すべきでない相手方に対して払い出している事例が認められたことから、過誤払金については、所定の手続により、払い出した相手方に対し、返納を求めること。

(4) 受払額の整合について

令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。

ついては、受払額が不一致となっている場合は、不一致の原因を調査し、特定された原因に応じ、受払額及び残高の一致が図られるよう必要な措置を講じることはもとより、受払額に生じる差額を把握・管理していない科目や、年度末に一括して処理しているなどの受払額の整合が適時に図られていない科目にあっては、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう事務を見直すこと。

(5) 残高の確認及び不明金の特定について

個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が 見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消さ れないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、 未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。

このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。

2 意見又は要望とする事項

(1) 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について

歳計外現金の中には、取扱件数が少なく、財務会計システムによって、受入れ及び払出しの相手方の特定や、受入額、払出額、残高の内訳を適正に管理することができる科目も認められる。更に、これらの科目であっても、徴収簿等を整備し、適正に受払状況を管理している所管課等も確認された。

一方で、財務会計システムによる管理が困難な科目においては、未収及び未 払の状況、受払額と残高の整合性について別途管理するとともに、適正な事務 処理や引継のためにはマニュアル等の整備が欠かせない。

しかし、今回の調査において、受払状況等の把握・確認が行われておらず、マニュアルも整備されていない科目が多く見受けられ、特に個別調査の対象とした科目においては一部を除いてマニュアルが整備されておらず、結果として、受払いを行うべき科目の誤りや払出しの遅延、受払額の不一致、内訳不明金等が生じるに至っている。

このため、これらの科目(現在使用されていない科目を除く。)にあっては、それぞれの歳計外現金の出納及び保管の状況に応じた個別管理簿等を整備し、受入状況や払出期日、受払額の整合性、残高の内訳など、歳計外現金の適正な管理を徹底するとともに、業務の健全性や透明性の確保及び業務の効率化を図るため、出納の事務処理や残高確認に関するマニュアルを整備し、組織内において、それらを共有するなどにより、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制を確立されたい。

(2) 会計室におけるマネジメント機能について

歳計外現金の出納及び保管にあたっては、前述の是正改善を要する事項が多く認められた。また、歳計外現金の受入れ及び払出しの手続について、市財務規則では、収入及び支出並びに物品の出納の例によることが規定されているが、調定や支出負担行為が行われないことから、手続によっては歳計現金と同様の取扱いが困難であり、調査を行った歳計外科目にあっては、徴収簿等の整備の有無や納期限の設定、同一の歳計外現金を取り扱う2科目間の受払額の整合を図るための事務処理などにおいて差異が認められたところである。

このため、現金の出納及び保管を所掌する会計室にあっては、歳計外現金の受入れ及び払出しに係る手続や事務処理を整理し、改めて庁内に周知するとともに、歳計外現金の所管課等に対し、個別管理簿等やマニュアルの整備について指導・助言を行い、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制の確立を促

進されたい。

また、<u>払出しの審査を行うにあたっては、受入額との整合が図られているか</u>等についても確認するとともに、歳計外現金の年度繰越にあたっては、残高内 訳の管理状況を確認した上で実施するなど、十分なマネジメント機能を発揮されたい。

【改善すべき事項及び検討を要する事項に該当する歳計外科目及び所管課等】

No.	款	項	所管課等	是正 改善	意見 要望
1	税システム分保管金	市民税・県民税徴収金	財政部税務課	(4)(5)	(1)
2	保証金	その他保証金	土木部住宅営繕課	(5)	(1)
3	住民税整理保管金	競売配当金	財政部税務課	(5)	(1)
4	住民税整理保管金	債権差押	財政部税務課	(5)	(1)
5	所得税整理保管金	報酬等源泉所得税 (競輪場分)	産業振興部 公営競技事務所	(5)	_
6	給与等整理保管金	特別徴収住民税 (障がい福祉 分)	保健福祉部 障がい福祉課	(5)	_
7	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金 (職員 課分)	総務部職員課	(4)(5)	(1)
8	給与等整理保管金	共済組合掛金・負担金 (納付 書用・職員課)	総務部職員課	(1)(4) (5)	(1)
9	給与等整理保管金	共済償還金	総務部職員課	(4)(5)	(1)
10	給与等整理保管金	共済償還金(納付書用)	総務部職員課	(1)(4) (5)	(1)
11	給与等整理保管金	財形貯蓄	総務部職員課	(4)(5)	(1)
12	給与等整理保管金	その他共済組合費	総務部職員課	(3)(4) (5)	(1)
13	給与等整理保管金	その他共済組合費(納付書 用)	総務部職員課	(4)(5)	(1)
14	給与等整理保管金	社会保険料	総務部職員課	(4)(5)	(1)

No.	款	項	所管課等	是正 改善	意見 要望
15	給与等整理保管金	社会保険料(教育委員会分)	教育委員会事務局 教育政策課	(4)(5)	(1)
16	給与等整理保管金	社会保険料 (納付書用・教育 委員会)	教育委員会事務局 教育政策課	(2)	(1)
17	給与等整理保管金	雇用保険料	総務部職員課	(5)	(1)
18	給与等整理保管金	雇用保険料(納付書用)	総務部職員課	(5)	(1)
19	その他保管金	心身障害者扶養共済金	保健福祉部 障がい福祉課	(4)(5)	(1)
20	その他保管金	地方公務員災害補償基金	総務部職員課	(4)(5)	(1)
21	その他保管金	地方公務員災害補償基金(納 付書用)	総務部職員課	(4)	(1)
22	公営住宅敷金	市営住宅敷金(住宅営繕課)	土木部住宅営繕課	(5)	(1)
23	_	_	会計室	_	(2)

3 総括

歳計外現金は、市の所有に属しない現金であり、法令の規定により市はこれを一時的に保管しているに過ぎず、本来の債権者(市の歳入も含む。)に対して支払う義務を有する現金である。また、歳計外現金は、歳計現金の例により取り扱うこととされているが、予算に計上されず、調定や支出負担行為が行われないこと、議会の予算・決算審議の対象とならないことなどから、より一層、厳正にこれを出納及び保管しなければならない。

しかし、歳計外現金の残高とその内訳が一致していない事実は、過年度からの 繰越しにより必要な情報が不足しているため、現時点では原因の特定が困難な事 例も見受けられるものの、受入れ又は払出しに係る適正な事務処理が行われてい なかったことが疑われるものであり、また、不明金が発生した要因は、残高内訳 の管理が適正に行われず、不一致の原因が特定されないまま、残高が繰り越され てきたことによるものであることから、不明金の処理にあたっては、健全性と透 明性の確保の観点から、必要な対応を講じられたい。

更に、調査の結果、歳計外現金は、科目ごとに出納の件数や時期、その態様、保管の期間などが異なり、出納及び保管の状況が多様であることから、<u>それぞれの歳計外現金の実態に即した取扱いが求められるとともに、様々な事務処理上の問題が生じているにもかかわらず、個別管理簿や事務処理に係るマニュアル等が整備されないまま、担当者間では口頭説明等による不十分な事務引継に留まり、組織として受払額や残高の整合性を確認することなく、不一致を看過してきたことが公金管理上の重大なリスクとなっており、早急に対策を講じなければならない。</u>

このことから、歳計外現金の所管課等においては、歳計外現金が公金であって、 市民等の現金を保管していることの重要性を十分に認識し、事務処理に当たると ともに、会計室においては、歳計外現金の取扱いにおけるマネジメント機能を発 揮することで、受入れに係る未収や払出しの遅延、不明金の発生等により、市民 等の信頼を著しく損なうことのないよう、原因究明と再発防止を徹底し、適正な 会計事務の執行が確保されることを望むものである。